

私立高等学校長
各私立中等教育学校長
各私立高等専修学校長 } 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度高校生の留学促進事業（短期派遣）の公募について（通知）

標記については、平成30年1月12日付けで文部科学省初等中等教育局長から公募がありました。

本事業は、グローバル化が加速する社会の中にあって、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できるグローバル人材を継続的に育てていくため、留学費用の一部を留学支援金として支給する事業（限度額6万円）として、平成30年度政府予算案に計上されたものです。

つきましては、学校が主催する短期の海外派遣プログラムに学校教育活動の一環として参加する生徒に対して、留学支援金の支給を希望する学校は、別紙「高校生の留学促進事業（短期派遣）の内容」に留意のうえ、下記のとおりプログラム計画書を提出してください。

なお、本事業は、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱に基づき、都道府県事業とされており、本府の平成30年度予算の成立を待って実施されるものです。予算の成立状況によっては、その内容に変更があり得ることをご承知置きください。

記

- 1 提出書類 平成30年度 高校生の留学促進事業 プログラム計画書（別紙様式1）
様式は大阪府ホームページ（私立学校（園）向けのお知らせ）にも掲載しています。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>
- 2 提出期限 平成30年2月13日（火）午後5時00分必着
- 3 提出方法等 電子メールによる
提出先アドレス shigakudaiigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
※送信後、到着確認を行ってください。（☎06-6210-9274）
- 4 添付書類 ①「高校生の留学促進事業（短期派遣）の内容」（別紙）
②プログラム計画書（別紙様式1）＜記入例含む＞
③大阪府高校生留学支援金（短期派遣）交付要綱
④平成30年度「国際文化交流促進費（高校生交流促進費）補助金」Q&A

お問い合わせ先

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 宮崎
電話 06-6941-0351（内線4856）

高校生の留学促進事業（短期派遣）の内容

1 対象

学校や地方公共団体等が主催する短期の海外派遣プログラム（以下「プログラム」という。）に学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣しようとする学校や地方公共団体等において派遣前の語学学習や目標設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

2 支援対象となるプログラム

(1) 出発時期

平成30年度に出発するプログラムを対象とする。

(2) 申請要件、生徒の範囲

申請にあたっては、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

イ 派遣期間中、域内に所在地を有する高等学校等において、当該学校に在籍していること。

ウ 学校や地方公共団体等が主催するプログラムに、学校教育活動の一環として参加するもの。なお、語学留学だけでなく、実地研修やインターシップ、スポーツ分野、芸術分野、ボランティア活動なども対象とする。

エ 派遣前の語学学習や課題設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップが、都道府県あるいは学校において十分に行われるもの。

オ プログラム実施期間が、原則2週間以上1年未満の計画であるもの。

カ 留学支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けた生徒について、学校としてフォローアップのための追跡調査に協力できる体制にあるもの。

※ 中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること

- ・ 派遣期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること
- ・ 当該学校長によって4年次の派遣が許可されていること（見込みも含む）

(3) 申請上の制限

1プログラムにおける支援金の支給割当人数は、概ね20人以内とする。

※ 採択後、派遣人数の大幅減など、当初計画から大きく変更が出る場合は、次年度の採択人数を減ずることがある。

(4) 評価の観点

ア 内容

- ・ 達成すべき目標が明確かつ適正に設定されている。
- ・ 派遣前の学習や、国費による留学生としての高い目的意識を醸成する取組が適切に行われている。
- ・ 生徒の語学力・コミュニケーション能力、課題解決能力、専門性等を向上させる内容のプログラムとなっている。

イ 実施体制

- ・ 安全な実施に向けての生徒・保護者向け説明会や業者等との打合せが適切に行われている。
- ・ 派遣生に対する現地での支援体制が整備されている。
- ・ 派遣生に対する危機管理体制が確立されている。
- ・ プログラムの実施に携わる教職員が知見（語学力や過去に留学経験等）を有している。

ウ フォローアップ・成果検証の実施等

- ・ 派遣生の派遣前と派遣後の意識の変化や能力の向上等の派遣効果を適切に把握する計画となっている。また、派遣生と一般の生徒との比較調査等、プログラムの成果検証のための手立てが具体的に計画されている。
- ・ 各都道府県において、高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組が進められている。
- ・ 各都道府県で実施する留学フェア、実施報告会やシンポジウム等により、プログラムの成果を学内はじめ域内学校等に対して波及させる計画となっている。
- ・ 文部科学省が実施する各種調査への協力体制が構築されている。

3 支援人数・内容等

(1) 支援人数 全国 1,500人

(2) 支援内容

1人あたり6万円の支援金を都道府県を通じて支給する。ただし、他の民間団体等からプログラム参加のための奨学金等の支給を受ける場合は、支援金を減額又は支給しないことがある。申請する学校は、都道府県に対してその旨、申告すること。

(3) 支給方法

支援金の支給は、都道府県を通じて行う。

(4) 支給対象者の選考

採択を受けた学校は、各プログラムに割り当てられた支援金支給人数について、下記(5)に掲げる資格及び要件を確認の上、選考を行い、プログラム開始の1か月前までに支援金対象者を都道府県に報告すること。

(5) 支給対象者の資格及び要件

本制度の支給対象となる者は、在籍学校の正規の課程に卒業を目的として在籍し、学校が実施するプログラムに参加する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

学業成績が優秀で人物等に優れており、選考時の学習成績や人物評価が次に定める基準に合致する者

- a) 成績要件：全体の評定平均値が3.5(7.0)以上、かつ、外国語科目の評定値が4.0(8.0)以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者(括弧内は10段階評価)。
- b) 国費による留学生として、派遣されることに明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、より長期の留学や国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められる者(小論文や面接等により確認すること)。

(6) 支援金の対象となる費用の範囲等

ア 支援金の対象となる費用の範囲

対象となる費用の範囲は、以下に列記するものとする。

- (a) 国際航空運賃(1往復分)
- (b) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1往復分)
- (c) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃(1往復分)
- (d) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (e) 査証(ビザ)・旅券(パスポート)取得手続諸費用
- (f) プログラムに必要な研修費、施設利用費等
- (g) 海外傷害保険料
- (h) 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (i) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催する海外派遣プログラムについては、(a)～(h)の一部又

は全部を含むプログラム参加費

※1 プログラム参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。

※2 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

イ 支援金の給付に必要な書類

支援金の給付にあたっては、派遣費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。また、学校、地方公共団体等が主催するプログラムに参加して派遣される場合、プログラム参加費に含まれる費用の項目について内訳を証する書類の提出も併せて求めること。

ウ 支援金の対象となる生徒の派遣費用の支払時期

本事業は、生徒が平成 29 年度及び 30 年度に支払った派遣費用を対象とする。

エ その他

(a) 本事業の補助対象となるのは、都道府県が 1 人 6 万円の支援金を支給する場合であり、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額が 6 万円を下回る場合を除き、その額を減額した場合は補助対象外となる。

(b) 本事業における支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び支援金の総額が、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額を超える場合は、その超える額について、支援金の給付額を減額すること。

(c) 留学支援金の支給対象者について、留学することが経済的に困難な家庭の生徒に対して特段配慮するなど、地域の実情に応じた制度設計にすることが望まれる。都道府県が一般歳入等からの予算措置により、支援金の額や給付対象人数を上積みすることは差し支えない。

(d) 高校生の留学促進事業（短期派遣）で支援金を支給された生徒は、再度、当該短期派遣事業の対象となることはできない。また、文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～」により奨学金を受ける生徒等は、本事業の支給対象とすることができない。

4. 選定方法等

(1) 提出された申請書類の内容について、書類審査を行う。また、交付の内定額については、予算の範囲内で、以下の観点から調整し、選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果（交付の内定）を通知する。

○申請状況、取組内容・事業経費内容

○各事業の効果的な活用状況

○都道府県における高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組の状況及び本事業との連携や高校生留学促進施策に係る計画の策定

(2) 高校生の留学促進事業（短期派遣）については、上記(1)に加え、都道府県が付した優先順位のほか、新規に派遣を行う学校や前年度と比較して派遣人数を増加して実施する学校について考慮の上、審査を行い、プログラムの採否及び支援金支給人数（予算の範囲内で調整する）を決定する。

なお、プログラムの採択を受けた学校長は、以下の①及び②の報告書を派遣後 1 か月以内に都道府県に提出すること。

①プログラム実施報告書：プログラムの実施結果に係る報告（別紙様式 2）

②支給対象者修了報告書：派遣生の状況報告（別紙様式 3）

（i 学習成果、ii 派遣先国の理解・印象について、iii 進路について、iv これから留学しようとする者へのアドバイス、v その他要望等）

上記②支給対象者修了報告書中、優良事例は、文部科学省のホームページ等で公表するほか、派遣後の生徒へのフォローアップ・進路状況等を調査する予定である。

なお、上記書類が未提出の場合、支援金の返還や次年度の採択を見送ることがあるので留意すること。

5. 今後のスケジュール（予定）

- ① 書類審査：平成30年2月下旬～3月上旬頃
- ② 補助金交付の内定：平成30年3月下旬頃
- ③ 補助金交付決定：平成30年5月下旬頃（平成30年度国予算が成立した場合）
- ④ 事業実施期間：平成30年5月下旬頃～平成31年3月31日

6. 留意事項

「海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制構築等への協力依頼（通知）」（平成27年度12月18日付生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）に基づき、平成28年1月19日付私第1169-50号にてお知らせしているとおり、各学校は、事前の派遣先国に関する情報収集及び学校として、万が一のトラブルや事故の際にも迅速な対応ができるよう、学校内及び本府との緊急連絡体制を整備すること。

海外派遣に関する安全情報の入手手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用すること。

なお、派遣先国の状況から安全な派遣が困難と認められる場合は、支援金の支給を見合わせることもある。

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

電話：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

7. その他

事業の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱（平成19年4月2日文部科学大臣決定）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金取扱要領（平成21年4月1日初等中等教育局長決定）、補助金交付決定通知、補助金交付申請書及び事業計画書等を遵守すること。

事務処理の都合上、申請内容（交付決定されたものを含む）について、文書等により照会をかけることがあるので、その際は適切且つ迅速に対応すること。